

令和3年3月22日

各報道機関 御中

連絡先
課名：住宅課
電話：0598-53-4160

1. 発表事項

「新型コロナウイルス感染症の拡大による市営住宅の緊急入居」の申込受付期間を延長します

2. 概要・目的

本市では令和2年5月11日から新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇・離職に伴い、現に居住している住宅から退去を余儀なくされる方を対象に、緊急的に市営住宅の提供を行ってきた。当初予定では令和3年3月31日を受付期間としていたが、まだまだ収束の兆しが見えない状況であることから令和4年3月31日まで受付期間を1年間延長する。

3. 申込受付期間

令和2年5月11日から

令和3年3月31日までを一年間延長→令和4年3月31日まで

4. 内容

申込資格や使用期間、住宅使用料等申込受付期間以外の入居基準については、引き続き現行基準から変更ありません。

最大提供戸数 12戸 ※うち4戸は罹災者用住宅を活用

入居期間は原則6ヶ月間とし、最長で1年間まで延長できることとする。

また、家賃については公営住宅法に準じて収入に応じた家賃額とする。

なお、連帯保証人及び敷金については求めません。